

ロックおよびホップズにおける統治の目的 全体の 秩序と個人の権利

著者	渡邊 裕一
雑誌名	国際哲学研究
巻	8
ページ	75-86
発行年	2019-03
URL	http://doi.org/10.34428/00010720



ロックおよびホッブズにおける統治の目的 ——全体の秩序と個人の権利——

渡邊 裕一

1. はじめに

本稿で、若き日のジョン・ロック (John Locke, 1632-1704) が著した『世俗権力二論』¹ (1661~1662年) と、ロックの成熟期の著作『統治二論』² (1690年) とを、政治哲学的な関心から比較するものである。とりわけ本稿では、統治³の目的 (政治権力を行使する目的) という点に着目し、両者の間には大きな差異が見られることを明らかにする。加えて、『世俗権力二論』のうちに、ホッブズ (Thomas Hobbes, 1588-1679) の政治哲学との類似性を見出す解釈もあるが、同様に統治の目的という観点から、こうした解釈は退けられるべきであり、むしろ『統治二論』に見られる成熟期のロック政治哲学と親和的といえることを明らかにする。

はじめに、本稿で扱うロックの二つの著書について、その概略を述べておこう。『世俗権力二論』は、若きロックが 1660 年から 1662 年頃に執筆した論文である。この論文は、エドワード・バグショー (Edward Bagshaw, 1629-1671) 『宗教的礼拝における無規定中立事項に関する大問題』への直接的反論を意図した「第一論文」と、それをより理論化したとされる「第二論文」から成る。「第一論文」は英語で、「第二論文」はラテン語でそれぞれ書かれ、エイブラムスが *Two Tracts on Government* として出版した (1967年)⁴。邦訳は、友岡敏明による『世俗権力二論：政治と宗教の関係』 (1976年)⁵がある。

他方、ロックの代表的著作のひとつである『統治二論』 (*Two Treatises of Government*, 1690) は、王位排斥闘争の時期に執筆され、名誉革命の直後に刊行された (TT, editor's introduction, pp. 45-66)。王権神授説を展開したロバート・フィルマー (Robert Filmer, 1588-1653) 『パトリアーカ』⁶への直接的反論を意図した「第一論文」と、〔フィルマーの王権神授説に拠らない〕正当な政治権力の起源と範囲と目的を説いた「第二論文」から成る。全篇の邦訳は、伊藤宏之による『全訳統治論』 (1997年)⁷、加藤節による『統治二論』 (2007年)⁸、同じく加藤による『完訳統治二論』 (2010年)⁹などがある。

従来のロック研究 (とりわけロック政治哲学の研究) において、『世俗権力二論』やそれを執筆した時期のロックは、ある種の別格なものとして扱われてきた。それは、『統治二論』に見られる個人主義的で自由主義的な〔いわば通説的な〕ロック像と比べて、『世俗権力二論』の議論が、あまりに絶対主義的で権威主義的なものだからである¹⁰。そして、この絶対主義的かつ権威主義的な政治理論に、ホッブズの影を見出す解釈もある¹¹。

こうした『世俗権力二論』と『統治二論』との間の断絶ないし差異をどのように解釈するかを巡っては、様々な先行研究がある。両者の断絶を強調するものもあれば、反対に両者の連続性を重視するものもある¹²。あるいは、『世俗権力二論』から『統治二論』に至る思想的変容を歴史的な文脈のなかで説明する研究もある¹³。

断絶か連続かという二項対立がいささか乱暴であることは承知の上で、本稿では冒頭に述べた通り、『世俗権力二論』と『統治二論』の間には大きな断絶を認めざるを得ない。ロックは、『世俗権力二論』において、全体の秩序の保全を統治の目的としている。それに対して、『統治二論』においては、公共善の保全という主張は見られるものの、何よりも各人の所有権の保全こそが統治の目的とされる。統治の目的を、全体の秩序と位置づけるのか、個人の権利の保全と位置づけるのかは、両極端の立ち位置だといえる¹⁴。

以上のような『世俗権力二論』と『統治二論』との間の差異は、政治権力を導き出す前提の差異に起因している。ロックは、『統治二論』においては、各人が生まれながらの自然権を有しているという前提に立つ。

その反面、『世俗権力二論』には、そうした自然権という前提がまったく見られない¹⁵。自然権という前提に立たないのであれば、各人の権利や義務は統治〔権力〕と法の下に確定されるほかない。議論の順序として、『世俗権力二論』は統治あつての権利であり、反対に『統治二論』は権利あつての統治という構図なのである。

本稿では、時系列的に前後することになるが、はじめに『統治二論』における統治の目的を概観する。次いで、『世俗権力二論』のテキスト分析を通じて、そこで語られる統治の目的を明らかにするとともに、政治権力を行使する範囲や目的がいかなる点で『統治二論』と異なっているのかを明らかにする。最後に、ホッブズの『リヴァイアサン』¹⁶における統治の目的を明らかにし、この統治の目的という観点からすれば、『世俗権力二論』よりもむしろ『統治二論』と親和的だということを明らかにする。

2. 『統治二論』の概観

2.1. 『統治二論』における統治の目的

ロックは、『統治二論』後篇の冒頭に当たる第3節において、統治の目的を定義的に述べている。これは、『統治二論』後篇の表題でもある「市民政府の真なる起源、範囲、目的」とは何か、という問いに対するロック自身の回答である。

政治権力とは、死刑及びすべての下位の刑罰を伴って、所有権の調整と保全のために法を作る権利であり、そうした法の執行において、また、外敵の侵害から政治共同体の防衛において、共同体の力を用いる権利であり、そしてこれらすべては公共善のみを目的とするものである、と私は考えている。

(TT II-3)

この一節にはいくつかの要素が含まれているが、何よりも重要なのは「所有権の調整と保全のために法を作る権利」という点である。本稿の関心に即して言えば、「所有権の調整と保全」こそが統治の目的であり、その手段として立法権を創設するということになる。同様の主張は、『統治二論』を通じて繰り返される。ロックは「政治社会のその主要な目的は、所有権の保全である」(TT II-85)と明言し、「これらの権力〔政治共同体の立法権、刑罰権、さらには交戦権など〕は、その社会の成員の所有権を可能な限り保全するため」(TT II-88)にあると言う。こうした叙述からも、『統治二論』における統治の目的が、第一義的に所有権の保全という点にあることは明白である。

しばしば指摘される通り、ロックがここで言う「所有権 (property)」という語には、補足が必要である。『統治二論』において、ロックは「所有権」という語を、二通りの仕方を用いている。一方は、財産所有権を意味する一般的な用語法であり、他方は、生命、自由、財産（これらに、四肢や健康を加える箇所もある）を包括的に指す、ロック特有の用語法である¹⁷。こうしたロック自身の幅を持たせた「所有権」の用法のうち、統治の目的として掲げられる「所有権」が、生命、自由、財産を含めた包括的な用法であることは疑い得ない。というのも、ロックは「私が所有権という一般名辞で呼ぶところの生命、自由、財産の相互的な保全のために」(TT II-123) 人々は政治社会を創設する、と包括的な用法であることを明言しているからである。

先に引用した『統治二論』後篇第3節において、所有権の保全と並んで、ロックは統治を「公共善のみを目的とする」ものだとも言っている。ここでロックは、公共善の実現という二つ目の統治の目的に言及する。しかし、結論から言えば、ロックが統治の目的として掲げる公共善の実現は、副次的な役割に留まるものである。この点については、『統治二論』が強調する政治権力の行使のありようを予め確認しておいた方がよい。それを踏まえて、ロックにおける公共善の概念を確認しよう。

2.2. 『統治二論』における政治権力のありよう

ロックは、政治権力の行使に様々な制約を課している。その制約として、大きく二つの点を挙げる事ができる。ひとつは、自然法への服従であり、もうひとつは、政治権力の行使を委ねた人々による同意ないし信託である¹⁸。あえて現代的な言い方をすれば、前者は「法の支配」の要請であり、後者は「人民主権論」の主張だとみなすことができる。これら両者に相対する主張は、人治主義（人の支配、すなわち特定の人物の権威に基づく支配）と君主主権論ということになる。この人治主義かつ君主主権論というのは、まさに『統治二論』前篇でロックが反駁しようとしたフィルマーの主張にほかならない。ロックは、フィルマーの家父長権論を「絶対的かつ恣意的な権力（absolute arbitrary power）」の行使を擁護するものだと断じる。そして、自らが論じる正当な政治権力は、このような「絶対的かつ恣意的な権力」を否定するものだと繰り返し主張するのである。

ロックが「絶対的かつ恣意的な権力」を否定する論理は、自然法を出発点としている。ロックの言う基本的な自然法は、人類の保全である。これは、自分の保全と、状況が許す限りにおける他人の保全を義務づけるものである（TT II-6）¹⁹。それを言い換えて、ロックは次のように言う。

何人も、自分に対してであれ他人に対してであれ、自分自身を破壊したり、他人の生命や所有権を取り上げたりするような、絶対的かつ恣意的な権力など持っていない。（TT II-135）

すべての人間が平等に、自分や他人を恣にする権利などない、というのがロックの基底的な主張である。それゆえ、自分や他人を害することは、人間として越権行為であり、すなわち自然法違反だということになる。

ロックは、統治の創設を自然権の譲渡によって説明する。このことを、ロックは「社会の全成員の権力の結合は、立法者である個人ないし議会へと譲渡する（give up to that Person, or Assembly, which is Legislator）ことに他ならない」（TT II-135）と言う。ロックは、譲渡される自然権として二つの権利を挙げる²⁰。ひとつは「自分自身や他人の保全にとってふさわしいと思うことを何でも行う」（TT II-128）権力であり、もうひとつは「法に反して犯された犯罪を処罰する権力」（TT II-128）である。当然のことながら、ここには統治者の被治者に対する「絶対的かつ恣意的な権力」というものは含まれていない。ロックは、被治者から譲渡を受けていない権力を統治者が持つことはあり得ないと言う。また、そもそも各人の自然権のなかに「絶対的かつ恣意的な権力」は含まれていないから、自然権ではないものを譲渡する余地などない、というのがロックの主張なのである。

統治者が「絶対的かつ恣意的な権力」の譲渡を受けていないという議論と並んで、ロックはより直接的に、「法の支配」の側面にも言及する。ロックは、「自然法はすべての人々にとって、すなわち他の人々と同様に立法者にとっても、永遠の規則として存続する」（TT II-135）と言う。統治の中枢を占める立法権力を持つ者でさえ、人類の保全を旨とする自然法の拘束は免れない。このことを、ロックは「それ〔自然法〕に反するいかなる人間社会の賞罰も、妥当ではあり得ず無効である」（TT II-135）と強調するのである。ロックにおける「法の支配」とは、彼のテキストにより忠実に言えば、「統治〔権力〕の自然法への服従」ということになる²¹。

ロックは、こうした統治からの「絶対的かつ恣意的な権力」の排除と関連して、〔前節で述べた通り〕統治の目的の一部でもある「公共善」に言及する。

立法権力は、その最大限の範囲においても、その社会の公共善に限定される。その〔立法〕権力は、保全という以外にいかなる目的も持っておらず、それゆえに、被治者を破滅させたり隷属させたり故意に貧困に陥らせたりする権利など、決して持ち得ない。

（TT II-135）

ここでロックは、「所有権」という語を用いてはいないが、「破滅させたり隷属させたり故意に貧困に陥らせたりする」というのは、紛れもなく所有権の重大な侵害を指す。しかも、「破滅させる」という生命への危害、「隷属させる」という自由への危害、「故意に貧困に陥らせ」という財産への危害といった形で、ロックは〔広義の所有権として挙げる〕生命、自由、財産のすべてへの危害を、ここで過不足なく明快に列挙しているのである。すなわち、この箇所は、統治者は「被治者の〔広義の〕所有権を侵害する権利を持っていない」と言っているに等しいのである。このことから、ロックが言う「公共善」の意味内容は、実際のところ「〔広義の〕所有権の保全」と近接した概念だと指摘することができる。

とはいえ、ロックは「公共善」の語によって、単に所有権の保全という以上の、もう少し広範に政治権力を行使する余地を認めている。それは、ロックが「公共善」を「国王大権 (prerogative)」と関連づけて論じる文脈において、見て取ることができる。

公共善を目的に、法の規定なしに、また時として法に反してでも、思慮深さに従って行為するこの権力は、国王大権と呼ばれるものである。(TT II-160)

ここで注目すべきは、法の規定がない場合だけでなく「法に反してでも」、「公共善」を目的とするならば、それは正当な統治者の行為であると言っている点である²²。すなわち、超法規的な権力行使の容認であり、一見すると、「法の支配」に反する態度のようにも見える。そのような統治者の権力行使として、ロック自身が挙げる具体例は、火災という緊急事態である。ここでロックは、延焼防止のために無過失の隣人の家屋を取り壊すことは正当だと言う (TT II-159)。この例は、無実の人の財産所有権を害する行為であっても、より多くの人々の生存のために必要な措置として (すなわち公共善に適う措置として)、正当な権力行使だと言っているのである。

しかし、こうした「公共善」を目的とした統治でさえも、ロックは恣意的な権力行使を排除する議論を展開する。むしろ、ロックが「公共善」という語に込めた狙いは、「私的目的のための〔国王大権の〕利用」(TT II-162) と対比させ、それとは峻別された権力行使のみを容認することにある。すなわち、権力の濫用を制限する意図が込められているのである。加えて、「公共善」の類義語といえる「公共の福利 (public weal)」という語も、「彼〔統治の執行部〕の善の思うままに依存するような恣意的な権力」(TT II-156) と対比され、それを否定するために用いている。これらの点を踏まえれば、ロックの言う「公共善」は、決して統治者の恣意専断を広範に認めるものではないことは明らかである。むしろ、統治者の私利私欲を目的とした権力行使、あるいは依怙鼻息に基づく権力行使を否定し、緊急事態の権力行使であっても、統治者は被治者を公平に扱わねばならないという原理を述べているのである。

3. 『世俗権力二論』の概観

3.1. 『世俗権力二論』における統治の目的

ロックは『世俗権力二論』において、統治は何を目的とするのかという点を、それほど明確な主題として取り扱っていない。しかし、テキストのうちに、それを見出すことは可能である。

さて、我々の理解するところの統治者とは、共同体に気を配る責任を有し、他のすべての人々に対して至上の権力を保持し、そして、法の制定や廃止の権力を委ねられた人である。というのも、それによって、他の人々を支配し拘束し、公共善を保全し平和と調和のうちに人民を留めておくために、意のままにあらゆる手段によって、世俗的な事柄を支配し按配するという権力を備えるだけの、不可欠な命令権だからである。(TRG pp. 187/212 [邦訳] 125 頁)

これは、統治者の定義を述べたものである。統治者とは、「法の制定や廃止の権力」を持つ者である。この「統治者」の概念は、立法権力を統治の中心に据えた『統治二論』の議論と共通するものである。それでは、その立法の目的は何かといえば、ロックは「公共善を保全し平和と調和のうちに人民を留めておく」ことだと言う。ここには、『統治二論』では繰り返し見られる「所有権の保全」という論点が、まったく見られない。それだけでなく、『世俗権力二論』では全篇を通じて、「所有権の保全」（より広くは、個人の権利の保全）という発想は見られない²³。『世俗権力二論』で重視されるのは、この引用箇所を示されている通り「公共善」であり、「平和と調和のうちに人民を留めておく」ことなのである。

ここで言う「公共善」は、『統治二論』のそれとは少々性格を異にしている。先述の通り、『統治二論』では「公共善」を目的とする権力行使にも、統治者の恣意的な権力行使を排除する意図が見られた。それに対して、『世俗権力二論』における「公共善」は、よりフリーハンドな権力行使を容認するものといえる。

他方で、神と人民により彼〔統治者〕に設立された権威によって、統治者は外面的な人間の服従を命じる。そこで彼〔統治者〕は、直接的な靈感を期待するというのではなく、自分自身の知性の命令に従って、彼ら〔被治者〕に公共の善を導く（conducting to the good of the public）と判断するに応じて、すべての中立的事柄を規定したり改定したりする。（TRG p. 150〔邦訳〕74頁）²⁴

ここには、統治者の権力行使を制限する要素が見られない。むしろ、「自分自身の知性の命令に従って、彼ら〔被治者〕に公共の善を導くと判断するに応じて」と言うように、統治者自身の知性と判断に依拠した立法権力の行使を述べているのである。

もっとも、「公共善」という語や「公共の」という形容詞を用いるとき、統治者の私的な善や特定の党派や宗派にとってのみの善といった特殊な善が対置されていることは疑い得ない。この点は、『世俗権力二論』においても『統治二論』においても共通する視角である。それゆえ、『世俗権力二論』と『統治二論』とで「公共善」概念がまったく異なるというわけではない。本稿の関心から注目すべきは、統治者を規制する程度に強弱が見られるということである。

ロックが『世俗権力二論』において、「公共善」と並んで述べる統治の目的が、（やや言い換えるが）「人民の平和と調和」である。これは、少なくとも統治の目的という観点では、『統治二論』においてはあまり強調されない論点である。当然この背景には、『世俗権力二論』と『統治二論』のそれぞれについて、ロックの問題設定が異なっているという事情がある。ロックが『世俗権力二論』において危険視したのは、神への奉仕や良心の自由の名²⁵を借りた宗教的熱狂であり²⁶、その結果として生じる無秩序や戦乱であった（例えば、TRG pp. 159-160〔邦訳〕90-91頁）。そこで、「公共善」と並んで「公共の平穩（public quiet）への配慮」（TRG p. 145〔邦訳〕65頁）もまた、統治の目的として重視されたのである。それゆえ、ロックは『世俗権力二論』において、統治者が儀式や礼拝などの外面的行為を強制し得るひとつの理由として「彼ら〔信仰告白した人々〕が公共の平和（public peace）を乱す傾向が最も強いから」（TRG p. 169〔邦訳〕107頁）だと言うのである。

しかし、そうしたロックの執筆意図や歴史的な脈を考慮に入れてもなお、『世俗権力二論』が、個人の権利よりも全体の秩序を重視しているという事実は否定できないだろう。おそらく、『世俗権力二論』と同様に『統治二論』執筆以降のロックもまた、神への奉仕や良心の自由の名を借りた宗教的熱狂を危険視したであろう。しかし、それは『統治二論』に表れる語で言うなら、「〔広義の〕所有権の侵害」になるから戦争や内乱は忌避されるべきだという主張になるはずである。平和への希求を語るには、個人の権利という観点からも全体の秩序という観点からもアプローチできる。ロックは『世俗権力二論』では全体の秩序という観点を取り、他方で『統治二論』では個人の権利という観点を採用した。この点に関する限り、これら二つの著書は正反対のアプローチを採用しているのである。

3.2. 『世俗権力二論』における統治のありよう

先述の通り、ロックは『世俗権力二論』において、統治者に広範な権力行使を認めている。もっとも、より正確に言うならば、統治者に広範な立法権力（法の制定や改廃の権力）の行使を認めている、と言うべきであり、恣意専断を全面的に認めているわけではない²⁷。ここには、「法の支配」の要素を見出すことができるかもしれない²⁸。実際、ロックは「服従の基準は、〔我々が〕知ることのできない立法者の意図ではなく、義務を設けるところの彼の明示の意志」（TRG pp. 192/220〔邦訳〕136頁）だと述べ、統治者の意志や意図そのものではなく、統治者の意志の明示的な宣言としての法を、服従の対象とみなしているのである。しかし、ロックは『世俗権力二論』において、統治者が恣意的に法を制定する途を否定していない。ロックは、『世俗権力二論』前篇の巻末にある「手紙」において、「すべての国の至上の統治者は、〔……〕人民のすべての中立的な行為に対する絶対的で恣意的な権力を、必然的に持たなければならない」（TRG p. 175〔邦訳〕118頁）と言う。ロックは、『統治二論』では忌避すべき対象である「絶対的で恣意的な権力」を、『世俗権力二論』では、むしろ統治に必須なものだと捉えているのである。

また、ロックは『世俗権力二論』において、統治を規制する原理について言及しつつも、事実上それを無力化している。ここで言う統治を規制する原理とは、特殊な善に対置される「公共善」、統治者が制定する法の上位規範にあたる神法といったものである²⁹。統治者の権力と、そうした統治を規制する原理との関係について、ロックは次のように言う。

もし法が、公共の利益のためではなく〔統治者の〕私的な利益のために意図されたものであるならば、例えば、統治者が自分の残忍さや貪欲や虚栄心を満足させることで、自分自身を裕福にし、被治者を裏切り、自分が悦に浸るためだけに法を制定するならば、その場合には、そうした法は確かに統治者を罪人とし、神の法廷の前で処罰されるよう義務付けられてはいる。しかし、そうではあるものの、その法は被治者に積極的な服従を義務づける。（TRG pp. 192/220〔邦訳〕136頁）

ここでロックは、神法に反する法や〔公共善や人民の平和と調和という〕統治の目的を逸脱した法にも、被治者の服従義務³⁰が生じると言っている³¹。すなわち、統治を規制する原理に反する法にも、法としての有効性を認めているのである。これは、〔神法の一部をなす〕自然法に反する実定法は無効だとする『統治二論』の議論（例えば TT II-135）とは、明らかに性格を異にしている。ロックは、統治を規制する原理に反する統治者は、「神の法廷の前で処罰される」と述べている。しかし、この処罰が現世において下されることは、おそらく想定されていない³²。

4. ホッブズの議論との親和性

ロックが『世俗権力二論』で見せる権威主義的な姿勢については、そこにホッブズとの親和性を見出す見解もある³³。確かに、広範な統治権力の行使を容認する『世俗権力二論』に、そのように解釈することは部分的には妥当かもしれない。しかし本稿では、ホッブズの『リヴァイアサン』に見られる政治理論の視角は、ロックにおいては、『世俗権力二論』ではなくむしろ『統治二論』で展開される政治理論と親和的だということを明らかにしたい。その要点として、二つの点を挙げることができる。第一は、ホッブズが『リヴァイアサン』で展開する政治哲学は、〔ロックが『世俗権力二論』で採用する視点である〕全体の秩序ではなく、むしろ〔『統治二論』に見られるような〕個人の権利を基礎に展開されているという点である。第二は、第一の点とも関連するが、ホッブズは、いかなる統治権力も被治者の自然権を否定し得ないとしている点である。

ホッブズは、コモンウェルスを創設する目的を、『リヴァイアサン』第二巻の冒頭で次のように言う。これは、言い換えれば、統治の目的である。

彼ら自身への拘束（それは我々が、コモンウェルスに住む人々を見るところのものであるが）を導入する人々（彼らは自然的には、自由と他人に対する支配とを愛するのだが）の究極的な原因、目的、意図は、彼ら自身の保全という洞察であり、また、そこで得たより満足な生活への洞察である。(LEV II-17.1)

ここでホッブズが掲げる統治の目的は、端的に「彼ら自身の保全」である。後述する通り、ホッブズは自己保存を自然権として位置づけているから、ここで言う「保全」とは、自己保存権の保全を意味している。それゆえ、ホッブズにおける統治とは、全体の秩序というよりは個人の権利の保全を意図するものだと見える。

よく知られる通り、ホッブズの描く統治権力は強権的であり、被治者による統治者への批判や裁定を許さない絶対的なものである（例えば、LEV II-18.5-7等）。また、ホッブズが内乱による秩序の崩壊を危険視し、統治権力の濫用による不都合よりも統治の不在を問題視する姿勢は（LEV II-18.20）、ロックが『世俗権力二論』において、宗教的、党派的な熱狂を忌避したことと親和性を見出すこともできる。しかし、ホッブズが統治の必要性を説くのは、〔大衆の内乱というよりは、〕諸個人の競争、不信、誇りという人間本性が、諸個人の間で敵対的な状況を作り出すという点である（LEV I-13.6-7）。統治者と被治者の対立や被治者相互の衝突といった現実の内乱よりも、より抽象的なレベルにおいて、人間本性のうちに戦争状態への傾向性を見出しているのである。

そうした戦争状態において、他人を殺してでも自己保存を実現するための権利として、ホッブズは「自然権」に言及する。それは、次のようなものである。

人間の状態は、そこにおいてすべての人は自分の理性によって統治されており、当人の敵に対して当人の生命を保全するうえで、当人にとって彼が利用し得るような役立つものは何もないというような、（前章において明示したような）各人の各人に対する戦争状態であるので、そうした〔戦争〕状態においては、すべてのものに対して、他人の身体に対してさえ、あらゆる権利を持っている。(LEV I-14.4)

もちろん、この自然権はコモンウェルスを創設する際に、部分的に放棄することになる。この点を、ホッブズは次のように言う。

人は、平和と自分自身の防衛のために自分がそれを必要だと思う限りにおいて、他人もまたそうである場合には、あらゆるものへの権利をすすんで放棄すべきである。また、他の人々に対して、他人が自分に対して許すであろう程度と同等の自由だけで満足すべきである。(LEV I-14.5)

これは、「平和を求めてそれに従え」(LEV I-14.4)というホッブズが説く第一自然法から導かれる、第二自然法である。ここでホッブズは、自分以外の人間と競合（衝突）し得る自由については、他人と両立可能な範囲の自由で満足すべきだと言っている。これは、単に全体の秩序のために個人の権利を制限すべきだという話ではない。諸個人の存続にとっての破滅的な事態を避けるために、個人の権利がいかにして制限されるべきかを論理的に述べているのである。

先述の通り、ホッブズは「あらゆるものへの権利をすすんで放棄すべき」(LEV I-14.5) だと言い、それにより共通権力が創設されると言う。しかし同時に、各人には放棄し得ない権利があるとも言い、不可侵の自然権が各人の手元に残されると言う。ホッブズは、このことを「人は、生命を奪うために、実力を用いて当人に襲いかかる人々に対して、抵抗する権利を放棄することはできない」(LEV I-14.8)と述べている。これは、自己保存権の不可侵性を説くものである。この主張は、いわゆる正当防衛に留まらず、統治者による身体的拘束や投獄への抵抗をも含む権利の主張である(LEV I-14.8)。ホッブズは、統治の有無に関わらず首尾一貫して、自己保存権を人間の根源的な自然権だと見なしているのである。

こうした、ホッブズによる自己保存権を中心とした個人の権利を主眼とする統治論は、全体の調和や秩序

を重視するロックの『世俗権力二論』とは、その狙いに大きな差異を感じさせる。統治権力の絶対性の擁護という点で、『リヴァイアサン』と『世俗権力二論』との親和性が認められるとしても、その絶対的権力が実現しようとするもの、すなわち統治の目的については、両者の間に大きな差異が存在するのである。ホブズによる個人の自然権の保護という視角は、あえてロックにひきつけて言えば、全体の秩序を説く『世俗権力二論』よりも、むしろ個人の〔自然権のひとつである〕所有権の保全を説く『統治二論』に親和的だといえるのである。

〔参考文献〕

- 愛敬浩二 2003 『近代立憲主義思想の原像—ジョン・ロック政治思想と現代憲法学』法律文化社。
- 朝倉拓郎 1999 「初期ロックの政治思想—「良心の自由」をめぐる議論を中心に」『政治研究』第46号、15-44頁、九州大学法学部政治研究室。
- Ashcraft, Richard, 1986, *Revolutionary Politics & Locke's Two Treatises of Government*, Princeton: Princeton University Press.
- Cranston, Maurice, 1985, *John Locke: A Biography*, New York: Oxford University Press.
- Dunn, John, 1969, *The Political Thought of John Locke*, New York: Cambridge University Press.
- Filmer, Robert, 1991, *Patriarch and Other Writings*, ed. Johann P. Sommerville, Cambridge: Cambridge University Press.
- Hobbes, Thomas, 1996, *Leviathan*, revised student edition, ed. Richard Tuck, Cambridge: Cambridge University Press. 〔邦訳〕トマス・ホブズ 1992 『リヴァイアサン』第一巻～第四巻、水田洋訳、岩波書店。
- Kraynak, Robert P., 1980, 'John Locke: From Absolutism to Toleration,' *The American Political Science Review*, Vol. 74 No. 1, pp. 53-69.
- Locke, John, 1967, *Two Tracts on Government*, ed. Philip Abrams, Cambridge: Cambridge University Press. 〔邦訳〕ジョン・ロック 1976 『世俗権力二論：政治と宗教の関係』友岡敏明訳、未来社。
- Locke, John, 1975, *An Essay concerning Human Understanding*, ed. P. H. Nidditch, New York: Oxford University Press. 〔邦訳〕ジョン・ロック 1972～1977 『人間知性論』第一巻～第四巻、大槻春彦訳、岩波書店。
- Locke, John, 1988, *Two Treatises of Government*, 2nd edition, ed. Peter Laslett, Cambridge: Cambridge University Press. 〔邦訳〕ジョン・ロック 2007 『統治二論』加藤節訳、岩波書店。ジョン・ロック 1997 『全訳統治論』伊藤宏之訳、柏書房。
- Nozick, Robert, 1974, *Anarchy, State, and Utopia*, New York: Basic Books. 〔邦訳〕ロバート・ノージック 1992 『アナーキー・国家・ユートピア』嶋津格訳、木鐸社。
- Parkin, John, 2007, *Taming the Leviathan*, Cambridge: Cambridge University Press.
- 妹尾剛光 1996 『コミュニケーションの主体の思想構造—ホブズ・ロック・スミス』改訂版、北樹出版。
- 妹尾剛光 2014 「フッカー『教会統治の法について』及びホブズとロック」『社会学部紀要』第45巻2号、1-217頁、関西大学社会学部。
- 下川潔 2013 「信託」『政治概念の歴史的展開』第6巻、古賀敬太編、晃洋書房。
- Simmons, A. John, 1992, *The Lockean Theory of Rights*, Princeton: Princeton University Press.
- 武井敬亮 2016 『国家・教会・個人—ジョン・ロックの世俗社会認識論』京都大学学術出版会。

註

- 1 本稿で用いたテキストは、John Locke, *Two Tracts on Government*, ed. Philip Abrams (Cambridge: Cambridge University Press, 1967) である。引用や参照に際しては、書名を「TRG」と略記し、ページ番号を記す（後篇については、ラテン語テキストと英訳テキストのページ番号を併記する）。また、以下の邦訳の頁番号も併記する。引用箇所の訳出は原則として筆者によるが、以下の邦訳を参考にしている。ジョン・ロック『世俗権力二論：政治と宗教の関係』友岡敏明訳（未来社、1976年）。
- 2 本稿で用いたテキストは、John Locke, *Two Treatises of Government*, 2nd ed. Peter Laslett (Cambridge: Cambridge University Press, 1988) である。引用や参照に際しては、書名を「TT」と略記し、前篇と後篇の別を記したうえで、節番号を記す。引用箇所の訳出は原則として筆者によるが、以下の邦訳を参考にしている。『統治二論』加藤節訳（岩波書店、2007年）、『全訳統治論』伊藤宏之訳（柏書房、1997年）。
- 3 本稿では、government を「統治」と訳した。『統治二論』において、government は「政府（機関）」という意味合いで用いられる箇所が多い。しかし、「政府」と訳すと行政府（ロック自身の言葉では「執行権力 executive power」）の権力行使に意味を限定しすぎるように思われるので、より広い意味での統治権力指すような語として、あえて「統治」とした。
- 4 『世俗権力二論』の著作の概要については、ジョン・ロック『世俗権力二論：政治と宗教の関係』友岡敏明訳（未来社、1976年）記者解説 177-178 頁、武井敬亮『国家・教会・個人：ジョン・ロックの世俗社会認識論』（京都大学学術出版会、2016年）29-30 頁を参照。
- 5 ジョン・ロック『世俗権力二論：政治と宗教の関係』友岡敏明訳（未来社、1976年）。
- 6 フィルマー『パトリアーカ』については、Robert Filmer, *Patriarch and Other Writings*, ed. Johann P. Sommerville (Cambridge: Cambridge University Press, 1991) を参照。
- 7 ジョン・ロック『全訳統治論』伊藤宏之訳（柏書房、1997年）。
- 8 ジョン・ロック『統治二論』加藤節訳（岩波書店、2007年）。
- 9 ジョン・ロック『完訳統治二論』加藤節訳（岩波書店、2010年）。
- 10 『世俗権力二論』の評価については、絶対主義的あるいは権威主義的というほか、「保守的」と評されることもある。これは、ロックが共和政期の混乱を忌避し、王政復古（チャールズ二世の復位、1660年）による平和と安定を期待していたという特定の歴史的文脈において、すなわち、旧体制への復帰を歓迎するという当時の歴史状況に照らして有効な評価である。統治において慣習や伝統を重視し、急進的変革を否定するという意味での〔例えばエドモンド・バーク流の〕政治的保守主義を連想させるような、より一般的な意味での、「保守的」あるいは「保守性」という語とは区別されるべきであろう。
- 11 例えば克蘭ストンは、初期ロックの政治理論に見られるホブズの主権概念との類似性から、ロックがホブズのそれを借用していると言う。Maurice Cranston, *John Locke: A Biography* (New York: Oxford University Press, 1985), pp. 61-63 を参照。これについては、友岡によるジョン・ロック（1976年）記者解説 190-191 頁も参照。
- 12 友岡が指摘する通り、いかなる観点を採るかによって、断絶もしくは連続のいずれであるのかという評価は異なってくる。ジョン・ロック（1976年）記者解説 187-188 頁を参照。概観的に言えば、統治権力の大きさと被治者の世俗的利益という観点に立てば「断絶」が強調され、統治権力の信仰問題への不可侵や被治者の良心の自由という観点に立てば「連続」が強調される傾向にある。
- 13 一例を挙げるなら、Richard Ashcraft, *Revolutionary Politics & Locke's Two Treatises of Government*

(Princeton: Princeton University Press, 1986).

- 14 『世俗権力二論』の編者エイブラムスは、ホッブズの「自己保存」と、スコラの形而上学の概念である「秩序」とを対比的に扱い、両者の差異を強調する (TRG, editor's introduction, pp.75-78)。また、愛敬は「個人主義的」対「全体社会的・非個人主義的」という構図で、ホッブズの主張と『世俗権力二論』とを対比する。愛敬浩二『近代立憲主義思想の原像：ジョン・ロック政治思想と現代憲法学』（法律文化社、2003年）60-61頁を参照。本稿は、こうしたエイブラムスや愛敬の対比に賛同したうえで、この対比の枠組みを、『世俗権力二論』対『統治二論』という形で再設定した。
- 15 ロックは『世俗権力二論』において、生まれながらの自然権あるいは生まれながらの自由という学説に言及してはいる。しかし、統治の基礎に関して、「一方の著述家たちは、人間は生まれながらに隷属している」と言い、他方の著述家たちは、生まれながらに自由だと言う」と両論併記的に述べるにとどめ、自らがいずれの前提に立つのかを明らかにしていない。そして、いずれの前提に立とうとも、「なんらの契約も条件もなしにその土地と住人の唯一の支配者であり、神によって禁じられていないあらゆることを行うことができる」と言い、統治権力の幅広い行使を擁護している (TRG pp. 200-201/230-231 [邦訳 153-155 頁])。
- 16 本稿で用いたテキストは、Thomas Hobbes, *Leviathan*, revised student edition, ed. Richard Tuck (Cambridge: Cambridge University Press, 1996) である。引用や参照に際しては、書名を「LEV」と略記し、巻、章、段落を記す。引用箇所は原則として筆者によるが、以下の邦訳を参考にしている。トマス・ホッブズ『リヴァイアサン』第一巻～第四巻、水田洋訳（岩波書店、1992年）。
- 17 包括的な用法として、ロック自身が明言している箇所は、『統治二論』後篇第6節、第123節、第173節などが挙げられる。
- 18 ロックの信託概念と人民主権論との関係については、下川潔「信託」『政治概念の歴史的展開』第6巻、古賀敬太編（晃洋書房、2013年）を参照。
- 19 この点は、「自己所有権」の絶対性を強調し、ロック政治哲学を〔好意的であれ否定的であれ〕リバタリアニズムへ引き付ける解釈への、有効な反論の根拠となる。他方、ロックが「単にその保全が要求する以上の、より高貴な利用」(TT II-6) のためならば自らの生命を害することを許容しているという点を挙げ、自分自身を保全する義務の絶対性を認めない解釈もある。A. John Simmons, *The Lockean Theory of Rights* (Princeton: Princeton University Press, 1992), pp. 49-50 を参照。
- 20 ロック政治哲学において、統治権力を行使し得る範囲を問題とする場合、その議論の出発点はまさにこの二つの自然権に置かれるべきである。ロック政治哲学を夜警国家的なものとして捉える解釈は、それら二つの自然権のうち犯罪者への処罰権ばかりに注目しているように思われる。
- 21 ロックが、自然法の実質的な拘束性をどこまで真剣に捉えていたのかは、議論の余地がある。ロックは『人間知性論』（本稿では、John Locke, *An Essay concerning Human Understanding*, ed. Peter H. Nidditch (New York: Oxford University Press, 1975) を使用。引用や参照に際しては、書名を「EHU」と略記し、巻、章、節を記す。引用箇所は原則として筆者によるが、以下の邦訳を参考にしている。ジョン・ロック『人間知性論』第一巻～第四巻、大槻春彦訳（岩波書店、1972～1977年）において、「神の法への違反に伴う処罰を、いくらかの、いや大部分の人々は、めったに真剣に省察することはない」(EHU 2.28.12) と述べ、神法（自然法と啓示の法を含む）の拘束性に懐疑的である。この論点は、なぜ人間は規則や約束を守るのか（守るべきなのか）、というより広範な議論に繋がる。ロックはその回答として、数少ないホッブズの名をテキストに挙げる。ロックは、「ホッブズ主義者 (Hobbist) ならば、もし〔法を〕守らなければリヴァイアサンが罰するだろうと答えるはずだ」(EHU 1.3.5) と言う。この箇所は、ロックがホッブズの名を挙げる珍しい箇所であり、『人間知性論』においては唯一の箇所である（大槻によるジョン・ロック（1975年）訳注 253頁を参照）。ロック自身は、この「ホッブズ主義者」の主張への賛否を明らかにしていないが、ロックは一貫して、強制力を背景としない法は無効だという主張を維持している。例えばロックは、「規則への服従に報奨を与え、規則からの逸脱を罰するような権力が無かったとしたら、知能ある存在が他人の行為に対する規則を設けることなど、まったく無益なことであろう」(EHU

2.28.6) と述べている。

- 22 同様のことを「国王大権は、人々が自分の支配者に、法が沈黙している場合に、また時に法の直接の文言には反しても公共善のために、支配者自身の自由な選択として、特定の事柄を許可することに他ならない」(TT II-164)とも述べている。
- 23 ロックは「それがいかなる種のものであれあらゆる中立的な行為は、彼〔統治者〕の権力の下にあり、その決定はすべての被治者の自由、財産、そして生命それ自体にさえ及ぶのである」(TRG pp. 200/230 [邦訳 154 頁])と言う。生命、自由、財産といった〔広義の〕所有権は、『統治二論』においては統治者といえども不可侵のものである。この対比は鮮明である。
- 24 ロックが『世俗権力二論』で述べる、宗教的に「中立的事柄」(従来は「非本質的事柄」と訳されてきたが、本稿では「中立的事柄」と訳した。訳語の選定については、武井(2016年)34頁脚注26を参照。)とは、「内面の信仰」に対する「外面の行為」を指す。典型的には、信仰心そのものが「内面」に属し、礼拝の行為は「外面」に属する。『世俗権力二論』におけるロックの基本的な主張は、統治は被治者の「内面」には不可侵だが「外面」を規制することは適切だ、というものである。妹尾剛光『コミュニケーションの主体の思想構造—ホブズ・ロック・スミス』改訂版(北樹出版、1996年)186-188頁を参照。
- 25 Kraynak は、『世俗権力二論』における「良心の自由」とは、真理をめぐる個人的意見や個人的判断に過ぎないという、ロックの心理学的洞察を反映したものだという。Robert P. Kraynak, 'John Locke: From Absolutism to Toleration,' *The American Political Science Review*, Vol. 74 No. 1 (1980), pp. 53-69 (esp. p. 56) を参照。
- 26 武井(2016年)39-40頁を参照。
- 27 朝倉拓郎「初期ロックの政治思想：「良心の自由」をめぐる議論を中心に」『政治研究』第46号、九州大学法学部政治研究室(1999年)25-26頁を参照。また、ロックは『世俗権力二論』において、一貫して、統治の強制力によって改宗を強いたり特定の信仰を押し付けたりすることを認めていない。このような宗教的寛容に関するロックの態度は、初期の著作と成熟期の著作において強い一貫性を有しているといえる。
- 28 このように『世俗権力二論』に「法の支配」の要素を見出し、それが『統治二論』に至る一貫した立憲主義の主張だとする解釈も可能であろう。ラズレットは、初期ロックの思想も、恣意的権威ではなく法的権威に基礎づけられていることを指摘している(TT, editor's introduction, pp. 19-21)。
- 29 『世俗権力二論』におけるロックの法の分類は、『人間知性論』における神法(自然法と啓示の法)、市民法、世評の法といった分類とは異なっている。ただ、こうした法体系の叙述に関する差異は、ロックにおける法や道徳の枠組みが初期と成熟期で異なるというよりは、語の適用が異なるというように捉えるべきであろう。『世俗権力二論』におけるロックの法分類については、朝倉(1999年)29-30頁、友岡敏明『ジョン・ロックの政治思想：“伝統”と“革新”の一断面』(名古屋大学出版会、1986年)80-81頁を参照。
- 30 『世俗権力二論』(特に第二論文)の議論に、服従義務を調達するというロックの狙いがあることは間違いない(武井(2016年)55-57頁を参照)。本稿のように『統治二論』と比較してみた場合、それはより鮮明になるだろう。『世俗権力二論』において、ロックは「神は人間の間に秩序、社会、政府が存在することを望んでいる」(TRG pp. 201/231-232 [邦訳 155-156 頁])と言い、統治に服すること自体を神意に基礎づける。それに対して、『統治二論』では、ロックは統治に服すること自体を何ら義務づけてはいない。『統治二論』の論理体系では統治に服しない「独立人(independent)」を想定することも可能である(政府を処罰機関だと捉えるノージックは、国家への付託ではなく独自に正義を下す人のことを「独立人」と呼ぶ。Robert Nozick, *Anarchy, State, and Utopia* (New York: Basic Books, 1974) [邦訳『アナーキー・国家・ユートピア』嶋津格訳(木鐸社、1992年)、pp.88-90 [邦訳] 139-142 頁を参照)。また、特定の統治に服するにあたって、「いかなる社会に加入し、いかなる政治共同体の下に自らを置くのかを、選択することができる」(TT II-73)と述べている。好ましい統治を選択する自由を認める『統治二論』の議論は、単なる服従義務論よりも広い、政治哲学的意義があると思われる。

- ³¹ 『世俗権力二論』を詳細に分析してみるならば、被治者の服従義務はより細分化して考慮しなければならない。ロックは、被治者の「義務」に段階を設けている。具体的には、「行為への義務（積極的義務）」と「受忍の義務（消極的義務）」である。また、人定法の拘束力に限っても、「実質的拘束力」、「形式的拘束力」という区別を立てている。統治者のいかなる権力行使が、被治者にいかなる種類の義務を生じさせるのかという議論は、朝倉（1999年）26-34頁を参照。
- ³² 先述の通り、神法の拘束性へのロックの懐疑的態度は、成熟期の『人間知性論』においても同様に見られる（EHU 2.28.12）。
- ³³ 先述の通り、Cranstonはこの点を強調する。また、Kraynakによれば、ホッブズによる世俗的絶対主義とフッカーによるキリスト教のコモンウェルスとの双方への類似性が、『世俗権力二論』には見られるという。Kraynak (1980) p. 57を参照。

キーワード：自然権、公共善、絶対的で恣意的な権力、『世俗権力二論』